

様式第 1 号（第 2 条関係）

あさぎり町おかどめ幸福駅売店管理業務仕様書

あさぎり町おかどめ幸福駅売店（以下「売店」という。）の指定管理業務については、あさぎり町おかどめ幸福駅売店条例（平成 29 年条例第 29 号）及びあさぎり町おかどめ幸福駅売店施行規則（平成 29 年規則第 19 号）の定めによるほか、本仕様書の定めによる。

1 目 的

本指定管理業務は、売店及び売店の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の適正な運営及び管理を目的とするもので、指定管理者は自己の従業員または会員等をもって、この業務に当たらせるものとする。

2 管理物件等

場 所	面 積
おかどめ幸福駅売店	216.67 m ²
おかどめ幸福駅売店トイレ	37.67 m ²
おかどめ幸福駅売店西側倉庫	45.27 m ²
売店周辺施設（広場）	874.73 m ²

3 開業日及び開設時間

開業日は町長の承認を得て別に定めるものとし、開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

4 管理運営人数

管理運営人数は指定管理者が定めるものとする。ただし、管理体制については安全かつ円滑に業務を遂行できるよう配慮すること。

5 業務内容

- （1）特産品の展示及び販売業務
- （2）カフェスペースでのカフェやイベント企画に関する業務
- （3）交流体験施設での企画に関する業務
- （4）くま川鉄道利用者の誘客促進業務
- （5）観光情報の収集及び SNS 等による発信業務
- （6）施設等の使用の許可に関する業務
- （7）施設等の利用に係る料金に関する業務
- （7）施設等の維持及び修繕に関する業務
- （9）売店設置の目的を達成するために必要な業務
- （10）その他指定管理者が売店の管理上必要と認める業務

6 業務の報告

指定管理者は、次に掲げる報告を行うこと。

(1) 月例報告

- ① 管理業務月報
- ② 実施した事業の内容及び実績

(2) 臨時報告

不測の事態等が発生した場合は、即時に対応するとともに、町に報告を行うこと。

(3) 年次報告

指定管理者は年度終了後 2 ヶ月以内に管理業務に関する事業報告書を町に提出すること。事業報告の主な内容は次の通りです。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 売店及び施設等の利用状況
- ③ 利用料金等の収入実績
- ④ 管理経費の収支状況

7 情報の公開

指定管理者が職務において作成し、または取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者は、その公開に努めるなど、あさぎり町情報公開条例を遵守しなければならない。

8 個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護

指定管理者は、あさぎり町個人情報保護条例に規定する個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護に必要な措置を講じなければならない。

また、指定管理者に係る管理業務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

9 秘密の保持

指定管理者と指定管理者に係る管理業務に従事している者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、「リスク分担表」のとおりとする。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議で定める。

11 モニタリング

町は、指定管理者の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施するものとする。

(1) モニタリング方法

① 定期モニタリング

町は、指定管理者から提出された事業報告書、その他の情報により、指定管理者の業務の実施状況が町の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかについて確認する。

② 随時モニタリング

町は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、指定管理者に事前に通知した上で施設の維持管理、経理状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理状況を確認する。

③ 評価

町は、指定管理期間中に各年度終了後、指定管理者の管理運営状況について総合評価を行う。なお、詳細については、町と指定管理者で締結する協定で定める。

(2) 業務不履行時の処理

① 管理運営業務が要求基準を満たしていない場合、又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合、町は指定管理者に対して改善の指示を行うことができる。

② 町は、指定管理者が町の指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命ずることができる。

1 2 その他

本仕様書に定めのない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。